

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びそ

の職員に関する法律の一部を改正す

る法律案(議院運営委員長提出)

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改

正する法律案可決報告書

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す

る法律案可決報告書

輸出検査法案修正議決報告書

昭和三十一年の災害による被害農家

に対する米穀の支度の特例に関する

法律案可決報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案可決報告書

同日委員長から提出した左の公聴会開

会承認要求に対し議長は、即日これを

承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称 健康保険法等の一

部を改正する法律案(第二十五回

国会閉法第四号)

一、公聴会の問題 健康保険法等の

一部を改正する法律案について

一、公聴会の月日 昭和三十一年三

月二十五日

右本委員会の決議を経て、参議院規

則第六十二条により要求する。

昭和三十一年三月十九日

社会労働
委員長 千葉 信

参議院議長松野鶴平殿

君に故マグサイサイ、フィリピン共和

国大統領の葬儀に参列する特派大使を

命じたいで外務公務員法第八条第三

項の規定により本院の議決を求める旨

の要求書を受領した。

内閣から、故マグサイサイ・フィリ

ピン共和国大統領の葬儀に参列する特

派大使に、衆議院議員芦田均君を任命

することについて、外務公務員法第八

条第三項の規定により、本院の議決を

求めて参りました。

内閣が、同君を特派大使に任命する

こととに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) これより本日の

会議を開きます。

この際、御報告いたします。

去る十八日、マグサイサイ、フィリ

ピン共和国大統領の訃報に接しました

ことは、まことに痛惜のきわみでござ

ります。議長は、弔意を表するため、

直ちに同國上院議長ニーロジオ・ロド

リゲス氏あて次の弔電を送りました。

貴國マグサイサイ大統領閣下御遺難

えません。比国繁榮のために尽瘁せ

られました故大統領閣下の偉大なる

治績と生前わが国に寄せられました

御厚誼を偲び、ここにつつしんで深

甚なる哀悼の意を表します。

〔拍手〕

○議長(松野鶴平君) これ際、日程第一、簡易

の計報に接し衷心より哀惜の念に堪

ます。委員長の報告を求めます。通

信委員長劍木亨弘君。

〔拍手〕

○議長(松野鶴平君) この際、日程第一

に接し衷心より哀惜の念に堪

ます。委員長の報告を求めます。通

院についても認められているので、両者に本質的差異はなくなつたのであるから、簡易保険の制限額が民間保険に、しかし左右されることはないでないか」との質問に対しても、「簡易保険と民間保険の関係は、従来よりの長い沿革と複雑な経緯もあり、それぞれの立場を尊重しつつ相互に発展していくことが好ましいので、最高制限額も一歩々々高めて行くのが妥当であると考え、今回は二十万円とし、必要に応じ、さらに次の機会に引き上げることとした」との答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、光村委員より、「簡易保険最高制限額の引き上げは、かねて国民の強い要望であるが、特に最近における国民経済の膨張によってますますその必要の度を加えてきている。この事実にかんがみるとき、今回の引き上げ程度では国民の要望にこたえ、その経済生活の安定に寄与することは困難であると認める。よって、政府はすみやかにさらにこの最高制限額を引き上げるべきである」との付帯決議を付して原案に賛成の発言があり、討論を終り、採決の結果、全会一致を

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。

以上、御報告を終ります。(拍手)

もつて、光村委員発議の付帯決議を付して、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。

以上、御報告を終ります。(拍手)

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

昭和三十二年三月十三日
衆議院議長 松野鶴平殿
参議院議長 益谷 秀次

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十二年三月十三日
衆議院議長 松野鶴平殿
参議院議長 益谷 秀次

よつて国会法第八十三条により送付する。

「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第七号」に改め、八号とし、同条第二項中「前項第九号」を「前項第八号」に改める。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限」を削る。

「第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「第三章 復旧工事」に改める。

第四十八条第一項中「(家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第五十一条第一項第五号中「及び旧法第二百九十五号」の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から七年を経過した時」を「昭和三十三年四月一日」に改める。

二 前項の規定により事業団が負担

もつて、光村委員発議の付帯決議を付して、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたしました。

以上、御報告を終ります。(拍手)

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

昭和三十二年三月十三日
衆議院議長 松野鶴平殿
参議院議長 益谷 秀次

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十二年三月十三日
衆議院議長 松野鶴平殿
参議院議長 益谷 秀次

よつて国会法第八十三条により送付する。

「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号」に改める。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限」を削る。

「第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「第三章 復旧工事」に改める。

第四十八条第一項中「(家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第五十一条第一項第五号中「及び旧法第二百九十五号」の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から七年を経過した時」を「昭和三十三年四月一日」に改める。

二 前項の規定により事業団が負担

「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限」を削る。

「第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「第三章 復旧工事」に改める。

第四十八条第一項中「(家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第五十一条第一項第五号中「及び旧法第二百九十五号」の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から七年を経過した時」を「昭和三十三年四月一日」に改める。

昭和三十二年三月十三日
衆議院議長 松野鶴平殿
参議院議長 益谷 秀次

よつて国会法第八十三条により送付する。

「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限」を削る。

「第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「第三章 復旧工事」に改める。

第四十八条第一項中「(家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第五十一条第一項第五号中「及び旧法第二百九十五号」の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から七年を経過した時」を「昭和三十三年四月一日」に改める。

二 前項の規定により事業団が負担

「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限」を削る。

「第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「第三章 復旧工事」に改める。

第四十八条第一項中「(家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第五十一条第一項第五号中「及び旧法第二百九十五号」の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から七年を経過した時」を「昭和三十三年四月一日」に改める。

昭和三十二年三月十三日
衆議院議長 松野鶴平殿
参議院議長 益谷 秀次

よつて国会法第八十三条により送付する。

二 前項の規定により事業団が負担

「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限」を削る。

「第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「第三章 復旧工事」に改める。

第四十八条第一項中「(家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第五十一条第一項第五号中「及び旧法第二百九十五号」の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から七年を経過した時」を「昭和三十三年四月一日」に改める。

二 前項の規定により事業団が負担

「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限」を削る。

「第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「第三章 復旧工事」に改める。

第四十八条第一項中「(家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第五十一条第一項第五号中「及び旧法第二百九十五号」の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から七年を経過した時」を「昭和三十三年四月一日」に改める。

二 前項の規定により事業団が負担

とができるない指定貨物であつて、
政令で定める品目に属するもの
は、政令で定める材料であつて、
その品質が主務省令で定める基準
に適合しているかどうかについて

主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者に行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示（主務大臣が指定する材料にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）を附されたものを材料とするものでなければ、前条の検査を受けることができない。

設計の検査及び製造中の検査を通確に行わなければ前条の検査を適確にを行うことができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、その設計及び製造中の品質が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査に合格したものでなければ、同

（包装条件の検査）
第五条 包装条件について特別の検査を受けることができない。

査を行わなければ品質の維持を図
ることができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、第三条の検査を受けた後そ
の包装条件が主務省令で定める基
準に適合しているかどうかについて
主務省令で定める区分に従い政
府機関又は主務大臣が指定した者
の行う検査を受け、第七条の規定
によりその検査に合格した旨の表
示を附されたものでなければ、輸
出してはならない。

の行う検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

（等級の表示）

るため特に必要がある指定貨物について、主務省令で、その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることがで
きる。

2 政府機関又は指定検査機関は、前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物が第三条の検査に合格したときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、前項の主務省令で定める基準による等級の表示を附さな

ければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでな

3
い。
主務省令で定める品目に属する
指定貨物に前項の規定により等級
の表示を附したときは、その等級

(封) の表示をもつて前条に規定する検査に合格した旨の表示とみなす。

第九条 政府機関又は指定検査機関は、主務省令で定める品目に属する指定貨物又はその包装に第七条の規定により表示を附したときは、主務省令で定める方法により、その包装に封を施さなければならぬ。

前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、同項の封を施してないものは、輸出してはならない。ただし、政府機関が主務省令で定める方法により同項の封に代るべき封を施したものを持出するとき、その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

(検査の特例)

第十一条 指定貨物のうち、政府機関又は指定検査機関がその品質の検査を行わなければ品質の維持又は向上を図ることができないと認められる貨物以外の貨物であつて、主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第一項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附する者の氏名

(封) 第九条 政府機関又は指定検査機関は、主務省令で定める品目に属する指定貨物又はその包装に第七条の規定により表示を附したときは、主務省令で定める方法により、その包装に封を施さなければならぬ。

前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、同項の封を施してないものは、輸出してはならない。ただし、政府機関が主務省令で定める方法により同項

三種令今一定する方法にて同様の封に代るべき封を施したもの輸出するとき、その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

のは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第一項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附する者の氏名

若しくは名称その他主務省令で定める事項の表示（主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）を附したもの又は次項に規定する表示を附したものでなければ、輸出してはならない。

2 第二条第二項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、前項の主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定められた方法により、その品質が第二条第二項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附する者の氏名又は名称その他主務省令で定める事項の表示（前項の規定により主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後同項の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）を附したものでなければ、第二条第二項の主務省令で定める地域に輸出してはならない。

適合している旨、その表示を附す
る者の氏名又は名称その他主務省
令で定める事項の表示（前項の規
定により主務大臣が指定する貨物
にあつては、表示の日の後同項の
規定により主務大臣が定める期間
を経過しないものに限る。）を附し
たものでなければ、第二条第二項
の主務省令で定める地域に輸出し
てはならない。

第十一條 前条の規定により指定貨物に表示を附そうとする者は、その指定貨物の品質がそれぞれ同条に掲げる基準に適合しているとき

でなければ、その表示を附してはならない。

第十二条 第十条の規定により指定貨物に表示を附する者は、その指定貨物が第八条第一項の主務省令で定める品目に属するときは、そ

の指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、同項の主務省令で定める基準による等級の表示を附さなければならない。

ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 主務省令で定める品目に属する指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて第十条に規定する基準に適合している旨の表示とみなす。

(適用除外)

第十三条 第三条、第五条、第九条

第二項又は第十条の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 その指定貨物の輸出が輸出品の声価を害するおそれがないと認められる場合において、主務大臣が許可したとき。

二 本邦にある外国公館が送付する指定貨物を輸出するとき、そ

の他主務省令で定める場合

第三章 指定検査機関

令により解任され、解任の日から一年を経過しない者

六 輸出検査の運営を適確かつ円滑に行うに十分な經理的基礎を有するものであること。

七 その指定をすることによつて申請に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剰とならないこと。

(指定)

第十四条 第二条第一項、第四条又は第五条の指定は、主務省令で定める区分ごとに、輸出検査を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事由)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定を受けることができない。

一 この法律又は外国為替及び外

国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）若しくは輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）に規定する罪

を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が輸出検査を実施し、その数が主務大臣が定める数以上であること。

三 輸出検査を行うため主務省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四 民法（明治二十九年法律第十九号）第二十四条の規定により設立された法人であつて、そ

れが、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、輸出検査を行わなければならない。

(業務の休廃止)

2 指定検査機関は、輸出検査を行

うときは、第十六条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に輸出検査を実施させなければならぬ。

(事業所の変更)

第十九条 指定検査機関は、輸出

よりとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(業務規程)

第二十条 指定検査機関は、輸出検

査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

(指定の公示)

第十七条 主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定をしたときは、その指定検査機関の名稱、住所、輸出検査の区分及び輸

出検査を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(検査の義務)

第十八条 指定検査機関は、輸出検査を行ふべきことを求められたときは、公正な運営上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 前項の業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が輸出検査の公正な運

営上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第十九条 指定検査機関は、主務

大臣の許可を受けなければ、輸出検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第十九条 指定検査機関は、輸出

(事業計画)

第二十一条 指定検査機関は、毎事

事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十三条 指定検査機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定検査機関は、輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」といふ)を選任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(解任命令)

第二十四条 主務大臣は、指定検査機関の役員又は輸出検査員がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、主務大臣に提出しなければならない。

(指定の取消等)

第二十五条 主務省に輸出検査員登録簿を備え、輸出検査員に関する事項を登録する。

2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、主務省令で定める。

(罰則の適用)

第二十六条 輸出検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第二十七条 主務大臣は、指定検査機関が第十六条第一号から第六号までに適合しなかつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これららの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 指定検査機関は、輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」といふ)を選任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第二十九条 指定検査機関は、帳簿を備え、輸出検査に関し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(設置)

第三十条 通商産業省に、輸出検査審議会を置く。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 この法律の規定に違反したとき。

2 第二十一条第三項、第二十四条又は前条の規定による命令に違反したとき。

2 不正の手段により指定を受けたとき。

(審議会への諮問)

第三十二条 審議会は、委員六十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

(第五章 雜則)

第三十三条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び輸出検査に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第三十四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第三十五条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(報告の徵収)

第三十六条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

2 第二十八条 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項、第四条若しくは第五条の指定を取り消し、又は期間を定めて輸出検査の業務の

両案は密接な関係にありますので、委員会におきましては一括して審議をいたして参りました。質疑の過程において特に問題となりました点は、特鉱法の期限満了後に残される特別鉱害の復旧方針、鉱害測量を公平に実施させるための方策、ボタ山くずれ、乱掘、盜掘の防止策、これに起因する鉱害の処理方法、さらに鉱害発生の要因である石炭生産についての政府の基本的政策を聞いたたゞ等、活発な質疑応答がかわされたのであります。その詳細については、速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、阿具根委員は、社会党を代表し

て、特別鉱害復旧臨時措置法の改正案について、法律の期限満了後の復旧工事に万全の対策を望んで、賛成の意を表され、さらに、臨時石炭鉱害復旧法の改正案については、次の付帯決議案をして賛成の意を表されまし

た。付帯決議案の内容は、次の通りであります。

政府は、本改正法の施行にあたり、次の諸点について特段の考慮を払い、必要な措置を講すべきである。

一、鉱害の認否、復旧に関する紛争の円滑なる処理を図るとともに、鉱害測量の公平な実施とこれに必要な予算を確保すること。

二、家屋の復旧を促進するための予算の増額を図ること。

三、汚濁水の放流、ボタ山の崩壊、盗掘、盜掘等について万全の予防措置を講ずるは勿論、これらによつて起る鉱害の被害者保護については、遺憾なき措置を講ずること。

なお、この際政府は、鉱害発生要因の除去に一層の努力をするとともに、石炭政策の基本的態度を明確にし、もつて石炭鉱業の発展と安定を図るべきである。

以上が付帯決議案の内容であります。

討論を終局し、両法案を採決の結果、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、阿具根委員提案の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案を採決の結果、これまで全会一致をもつて、商工委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、輸出検査法案について御報告申し上げます。

本法案は、現行輸出品取締法を全面的に改めるものでありまして、この輸出品取締法では、輸出品の製造業者とか輸出業者などの自家表示を建前としており、政府は單に品目の指定、品質の標準、包装条件及びその表示様式を定めるだけでありまして、特殊の品目に限り、例外として政府機関とか登録した検査機関の表示を強制しているにすぎません。このような自家検査を建前とした検査制度では、粗悪品の輸出を完全に防止することは困難であるし、最近における輸出貿易の状況から見ましても、その弊害が少くないのであります。特に最近大きく取り上げられました問題は、中共における日本見本市等にも現われ、わが国輸出品の声価を著しく低め、親善關係をそぞろなうような遺憾な事例も否定できることであります。それがために、一そく能率的かつ合理的な検査制度を実施することによつて、輸出品の質的な競争力を強化し、輸出貿易の健全な発達に寄与せしめようとするものであります。

次に、本法案の概要を申し上げますと、まず第一に、自家表示を建前としている現行制度を改めまして、政令で

指定する貨物については、原則として政府機関か、政府が指定する検査機関の行う輸出検査を受け、これに合格しない場合は、輸出することができないことといたします。

第二は、材料または設計あるいは製造中の品質の検査を行わなければ、完結品としての検査を適確に行うことのできないものは、製造過程において検査に合格したものでなければ完成品の検査を必要としないと認められます。第三は、包装条件について特別の検査を必要とするものは、完成品の後に、包装条件について、さらに検査を受け、合格しなければ輸出を禁止されるのであります。

その他、輸出検査審議会の設置、輸出検査員の登録、報告の徵収、立入検査、聴聞、異議の申立て、罰則等、必要な規定を設けてあります。

以上が、本法案の概要でございますが、商工委員会におきましては、各委員から熱心な質疑が行われることになりました。農林水産委員長から、農林水産委員会の決定といつしまして、「本法施行に当つては、ますもつて検査機関の整備充実をはかり、輸出貨物の生産並びに検査に支障を来たさないよう、受検手続の簡素化及び検査手数料の軽減等について遺憾のないよう措置されるよ

第六は、この指定検査機関の監督は、その業務規程、役員の選任、解任を認可制とするほか、事業計画、収支予算を事前に政府で検討し、役員、検査員が不公正な検査を行なつた場合には、聴聞の上解任を命ずることがあります。

第七として、検査の特例を設けまして、特に政府機関または指定検査機関の検査を必要としないと認められる一部の指定貨物は、定められた基準に適合している旨、その他必要な表示が付合していれば、輸出ができるものとして、自家表示の制度が残されてあります。

うにとの申し入れがありました。当委員会といたしましても、これら的事情を十分勘案いたしまして、きわめて慎重に審議を行なつたのであります。が、その詳細については、速記録で御承知を願うことといたしまして、その質問のおもなる点を申しますと、第一は、輸出検査員の身分の保証と検査員の数についてであります。第二は、指定検査機関の整理統合と經理の健全化、検査手続、検査手数料についてであります。その第三は、本法施行に伴う予算的裏づけについてであり、最後に、本法施行による中小企業者への影響についてであります。

質疑が終り、討論に入りましたところ、まず白井委員から、自由民主党を代表して、「本法案の提案の趣旨には

貴意を表するが、なお不十分な点があるので、阿貞根委員、豊田委員、大竹委員と共同して修正案を提出する」旨の意見の開陳があり、あわせて付帯決議案の提出があつたのであります。その修正案の要点を申し上げますと、
「一、品質検査、材料検査等に当り、その検査基準だけでなく、その検査方法をも主務省令で具体的に定めるよう検査員の選任、解任を、その役員と同

様に認可制とすること。三、本法の規定に違反して指定貨物を輸出した者に上、輸出停止を命ずることができるることとともに、この命令違反に対する罰則を設けること」であります。さらに、白井委員提出の付帯決議案は、
「政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について、特段の考慮を払い、必要な措置を講すべきである。
一、法第十条の検査の特例の適用については、なるべく最小限度の貨物に止めること。
二、一つの指定貨物について現在政府機関と民間機関と併存しているものあるも、これをいずれかに一本化すること。
三、輸出貿易の繁閑、好不況等も考慮し、なるべく數品目の検査を行う統合検査機関を作り、彈力性ある運営をなし得るよう措置すること。
四、政府の検査及び検査監督機関を整備強化し、公正かつ適確に業務を実施し得るよう措置すること。
五、関係検査機関は共同して検査員の技術の向上、身分の安定を図ること」とあります。

以上、兩案全部を問題に供します。次いで、近藤委員から日本社会党を代表して共同提案の修正案及び白井委員提出の付帯決議案に賛成する旨の意見が表され、豊田委員は縁風会を代表して共同提案の修正案及び白井委員提出の付帯決議案に賛成の意見が表し、また大竹委員からも、それぞれかくて討論を終り、まず、白井委員から提出された修正案の採決の結果、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、輸出検査修正案及び付帯決議案に賛成の意見が述べられたのであります。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって兩案は、全会一致をもつて可決せられました。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 次に、輸出検査修正案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でござります。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 次に、輸出検査修正案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でござります。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は、委員会修正通り議決せられました。

昭和三十二年三月十九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○議長(松野鶴平君) 日程第五、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を改正する法律案
第四条中「四百七十六億七百万円」を「五百四十六億七百万円」に改めることに一致をもつて商工委員会の決議とす

る。以上の御報告を終ります。(拍手)
以上、御報告を終ります。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長畠末治君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

以上、兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって兩案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 次に、輸出検査修正案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でござります。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は、委員会修正通り議決せられました。

昭和三十二年三月十九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を改正する法律案

価格を基準として農林大臣が定めるところになります。

委員会におきましては、提案者代表から提案理由について、また提案者代表及び農林当局から、この法律の運用方針について説明があり、かくて質問に入り、提案者代表及び農林当局との間に、この法律の適用対象となる災害の種類、地域及び被害農家の範囲並びに米の特別完り渡し数量及びその決定方法の当否、この法律案は、第二十五回国会に提出され、昨年の十二月一日から施行されることが期待されていたにかかわらず、その成立が今日まで延びたのであるが、その遅延が被害農家に及ぼした影響と、それに対する救済措置、特別に充り渡された米の末端における流通対策、米の特別安売りによつて生ずることが予想される食糧管理特別会計の赤字の処理方法等について、質疑応答が行われたのであります。その詳細は、会議録に譲ることを御了承願いたいのですが、特に食糧管理特別会計において生ずることが予想される赤字に対する措置が問題となり、これに対して、農林政務次官から政府の方針として、「この法律の施行によつて生ずることが予想される食糧管理特別会計の赤字については、特

別に充り渡した米の数量の確定を持つて、前例に従つて、別途立法措置を講じて、一概会計から繰り入れて処理したい」との趣旨の説明があり、かくて質疑を終り、討論に入り、格別の発言もなく、採決の結果、これまで全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手) ○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終つたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

午前十一時四十九分散会

○本日の会議に付した案件
一、故マグサイサイ、フィリピン共和国大統領に弔詞贈呈の件
一、特派大使任命につき議決を求める件

一、日程第一 簡易生命保険法の一
部を改正する法律案

一、日程第二 特別鉱害復旧臨時措
置法の一部を改正する法律案

一、日程第三 臨時石炭鉱害復旧法
の一部を改正する法律案

一、日程第四 輸出検査法案

一、日程第五 農林漁業金融公庫法
の一部を改正する法律案

一、日程第六 昭和三十一年の災害
による被害農家に対する米穀の充
渡の特例に関する法律案

近藤 鶴代君 上林 忠次君 佐藤 清一郎君 西岡 ハル君

河野 謙三君 佐藤 尚武君 宮澤 喜一君 横山 フク君

井野 碩哉君 西川 勝五郎君 細原 亨君 佐野 廣君

谷口 弥三郎君 新谷 黃三郎君 青柳 秀夫君 白井 勇君

森田 義衛君 杉山 昌作君 山本 米治君 館 哲二君

後藤 文夫君 高瀬莊太郎君 寺本 廣作君 劍木 亨弘君

石黒 忠篤君 前田佳都男君 本多 市郎君 郡 祐一君

鶴見 祐輔君 堀本 宣實君 松村 秀逸君 小幡 治和君

前田 勝徳君 鈴木 万平君 柴田 栄君 小山邦太郎君

重政 廣治君 大谷藤之助君 斎藤 升君 柴田 勉君 石坂 豊一君

永野 譲君 西川弥平治君 永野 譲君 小山邦太郎君

田中 啓一君 重政 廣治君 田中 茂穂君 津島 寿一君

木島 虎藏君 前田 久吉君 安井 謙君 林屋魯次郎君 吉野 信次君 江藤 智君

宮城タマヨ君 村上 義一君 田中 啓一君 田中 正治君 中野 文門君

早川 慎一君 中山 福蔵君 田村 文吉君 木島 虎藏君 前田 久吉君 安井 謙君 森中 守義君 北村 暢君

大谷 養雄君 早川 慎一君 村上 義一君 早川 慎一君 田中 啓一君 田中 正治君 中野 文門君

石井 桂君 田中 義一君 田中 義一君 田中 義一君 田中 正治君 中野 文門君

伊能繁次郎君 加賀山之雄君 田中 義一君 田中 義一君 田中 正治君 中野 文門君

有馬 英二君 堀 未治君 伊能 芳雄君 千葉 信君 戸叶 武君

勝保 稔君 小西 英雄君 田畑 金光君 松澤 兼人君

成瀬 嘉治君 河合 義一君 藤田 進君

西岡 ハル君

河野 謙三君

井野 碩哉君

谷口 弥三郎君

森田 義衛君

後藤 文夫君

石黒 忠篤君

鶴見 祐輔君

前田佳都男君

本多 市郎君

寺本 廣作君

小幡 治和君

小林 武治君

郡 祐一君

小山邦太郎君

西川 勝五郎君

高瀬莊太郎君

青柳 秀夫君

昭和三十二年三月二十日 参議院会議録第十六号

島	清君	田中	一君
加藤シヅエ君		三木	治朗君
市川	房枝君	野坂	参三君
東	隆君	荒木正三郎君	
岩間	正男君	横川	正市君
辻	武壽君	白木義一郎君	
大竹平八郎君		鈴木	壽君
北條	鶴八君	伊藤	顯道君
大河原一次君		天坊	裕彦君
光村	甚助君	湯山	勇君
坂本	昭君	安部	清美君
海野	三朗君	中村	正雄君
矢嶋	三義君	相馬	助治君
片岡	文重君	永岡	光治君
山下	義信君	高田なほ子君	
内村	清次君	羽生	三七君
務大臣		棚橋	小虎君
郵政大臣	平井 太郎君		
府委員			
内閣官房長官	石田 博英君		
農林政務次官	八木 一郎君		
通商産業 政務次官	長谷川 四郎君		

参議院会議録第十四号中正誤

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定稿一部

一部十五日

発行所

京都新宿区市名本村町一五
大藏省印刷局
電話九段御三一七五官報課